

令和7年度
公民連携実証プロジェクト推進事業
募集要領

■受付及び問合せ先■

堺市 市長公室 政策企画部 公民連携課
(さかい・コネクテッド・デスク)

TEL 072-228-0289

FAX 072-222-9694

E-mail koumin@city.sakai.lg.jp

目次

<u>I 事業の概要</u>	P1
<u>II 応募条件・応募資格</u>	P2
<u>III 実証プロジェクトについて</u>	P3
<u>IV 全体のスケジュール</u>	P10
<u>V 提出物</u>	P11
<u>VI 応募方法等</u>	P13
<u>質問票</u>	P15
<u>(別紙) これまで実施した公民連携実証プロジェクト推進事業</u>	P16
<u>(別紙) これまでの公民連携事例</u>	P17
<u>行政課題テーマシート</u>	別冊 1
<u>様式集</u>	別冊 2

I 事業の概要

1. 背景

本市では、令和2年7月にさかい・コネクテッド・デスク（以下「さかいCD」という。）を開設し、地域の活性化や市民サービスの向上、社会課題の解決をめざして公民連携を推進しています。さかいCDは、公民連携のワンストップ窓口として民間事業者等と庁内の所管部局をつなぐ「コネクト機能」と、受け付けた提案の事業化に向けた「コーディネート機能」を発揮してきました。

社会情勢の変化により行政が直面する課題やニーズが多様化、複雑化している中、行政課題の解決に向けては、公民が連携し、相互のアイデアや強みを活かした積極的な取組を推進することが求められています。

公と民が互いに責任とリスクを負担しながら、行政だけでは解決できない幅広く複層的な行政課題の解決に向け、民間事業者からの提案を募集します。

2. 目的

公民が連携した実証プロジェクトを実施し、その成果を施策に活かしていくことで、更なる公民連携の推進による地域の活性化や市民サービスの向上につなげることを目的に、公民連携実証プロジェクト推進事業（以下「本事業」という。）を実施します。

3. 対話の機会の設定

令和7年7月7日までに「事前相談書」をご提出いただいた提案事業者と、さかいCDや関係する所管部局との「対話」の機会を設定し、提案内容のブラッシュアップや事業化に向けた検討を進めます。

なお、申請に進む場合は、対話を踏まえ、ブラッシュアップした内容で「公民連携実証プロジェクト推進事業 応募申請書類（以下、「応募申請書類」という。）」を作成していただき、令和7年7月23日（水）までにご提出いただきます。

提案内容のブラッシュアップ期間を長く設け、より良い提案につなげるために、早めに事前相談書のご提出をお願いします。

4. 本事業で募集する行政課題テーマ

令和7年度は以下の行政課題テーマ（以下「テーマ」という。）への提案を募集します。各テーマの詳細等については別冊「行政課題テーマシート」をご参照ください。

番号	テーマ	求める提案内容（例）
1	孤独・孤立対策	他分野に広がる既存の施策を活かしつつ、様々なステークホルダーが水平的に連携できる体制の構築や情報発信等につながるもの。
2	観光消費額単価の向上	堺観光の魅力や強みを活かした、新たなターゲットの獲得に資するもの。
3	喫煙率減少のための禁煙支援	医療機関の受診に抵抗を感じる方が気軽に始めることができる禁煙支援プログラムの作成など、喫煙率が減少し、健康寿命の延伸に資するもの。
4	救急搬送時の情報共有の効率化	救急搬送時の情報共有を ICT の活用により効率的に行い、迅速かつ確実な情報共有体制を構築することで、救命率向上に資するもの。
5	南区の都市魅力向上	南区ブランド「M&GREENs」の認知度の向上により、若年世代が住みたい、住んでみたいと思うような、都市魅力の発展に資するもの。
6	大阪重点犯罪被害の防止	効果的な犯罪防止策や、市民に「自分ごと」と認識してもらう啓発活動など、大阪重点犯罪（自動車関連犯罪、特殊詐欺、性犯罪）の防止に資するもの。

※「求める提案内容」は具体的な本事業の事例であり、募集するテーマの解決に向けた幅広い提案を募集するものです。

II 応募条件・応募資格

1. 応募条件・応募資格

1. 応募にかかる条件など

- (1) 本事業の実施に至った場合、確実に担当業務を完了すること。
- (2) 応募申請書類の提出時点で、以下の条件を満たすこと。
 - ア 提案内容に必要な免許又は資格を有していること。
 - イ 本募集要領に記載された事項を遵守すること。
 - ウ 提案内容が、関係法令及び本市が定める条例、規則その他の規程に従い実施できること。
- (3) 提案内容の公表時期や範囲等に関して、本市と協議のうえ必要な協力・調整ができること。

- (4) 対話に参加し、提案内容の説明や質疑応答に対応できること。
- (5) 本事業の実施にあたり、本市と協議のうえ必要な協力・調整ができること。
- (6) 個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、堺市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 29 号）及びその他関係法令を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に扱うこと。
- (7) 負担金の支払い対象期間である令和 7 年度（以下、「負担金対象期間」という。）終了後も本市と継続的な連携ができるよう、本市の費用負担を前提とすることなく、実証事業を踏まえた行政課題の解決に向けて継続して実施する取組についても提案すること（取組例は別紙 P17 参照）。また、負担金対象期間終了後、提案したテーマの解決に対して、継続的に本市と議論し、協力する意思を持っていること。

2. 応募資格

提案事業者（複数で応募する場合、その構成員を含む）は、次の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 応募日時点において、法人であること。
- (2) 本事業の実施に至った場合、安定的に本事業を遂行できる経済基盤を有していること。
- (3) 経営者（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）が、次のいずれにも該当していること。
 - ア 本事業を実施するにあたって、不正又は不誠実な行為をする恐れがある者でないこと。
 - イ 堺市暴力団排除条例（平成 24 年堺市条例第 35 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと。
 - ウ 社会的な非難を受け、又はそのおそれがあると認められる者でないこと。
- (4) 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成 11 年制定）による入札参加停止又は入札参加回避を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第 199 条に規定する更生計画認可の決定（旧法第 233 条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 174 条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。また、堺市が課税する市税を滞納していないこと。
- (7) その他本募集要領に定める要件を満たしていること。

Ⅲ 実証プロジェクトについて

1. 実証プロジェクトの概要

本事業は、本市と提案事業者が協定を締結し、本市が令和 7 年度中に発生する経費の一部（上限額：1 事業当たり 200 万円）を負担して実施します。

なお、負担金対象期間終了後（令和 8 年度以降）も本市と継続的な連携ができるよう、本市

の費用負担を前提とすることなく、本事業を踏まえた行政課題の解決に向けて継続して実施する取組についても提案していただくことが必要です。提案事業者の持つノウハウや資源に基づき、考え得る協力内容についてご提案ください（[これまで本市が費用負担せずに実施した公民連携の取組については別紙（P17）をご参照ください](#)）。

2. 実施期間

本事業の実施期間についての条件はありません。ただし、本市の負担金の対象となるのは令和7年度中に発生した経費のみです。

なお、負担金対象期間終了後（令和8年度以降）も、提案したテーマの解決に対して、継続的に本市と議論し、協力する意思を持っていただけることを応募の条件とします。

3. 負担金について

1 事業当たりの本市の負担上限を 200 万円として、本事業に要する費用の一部を負担します（上限額には消費税及び地方消費税を含む）。ただし、本市の負担金の対象となるのは令和 7 年度中に発生した経費のみです。

負担金の支払いにあたっては、実証事業の期間や役割分担などを定める「事業実施に関する協定書（以下、「協定書」という。）」と、経費の負担割合などを定める「負担金の支払いに関する覚書（以下、「覚書」という。）」を締結します。

※実証期間中の費用は提案事業者と本市が役割に応じて負担するものであり、本事業に要する費用の全額を本市が負担するものではありません。

(例 1) 実証期間が単年のもの

(単位：円)

年度	項目	総経費	負担額	
			堺市	提案事業者(※)
令和 7 年度	●●設置経費 ・設備費用：1,000,000 円 ・利用環境構築費用：700,000 円	1,700,000	850,000	<u>850,000</u>
	●●を活用した事業企画実施経費 ・企画、調整費用：800,000 円 ・事業運営費用：300,000 円	1,100,000	550,000	<u>550,000</u>
	効果検証にかかる経費 ・アンケート実施費用：400,000 円 ・分析費用：800,000 円	1,200,000	600,000	<u>600,000</u>
計		4,000,000	2,000,000	<u>2,000,000</u>

(例 2) 実証期間が複数年度にまたがるもの（本市の費用負担は令和 7 年度のみ）

(単位：円)

年度	項目	総経費	負担額	
			堺市	提案事業者(※)
令和 7 年度	●●設置経費 ・設備費用：600,000 円 ・利用環境構築費用：150,000 円	750,000	750,000	0

	●●を活用した事業企画実施経費 ・企画、調整費用：300,000 円 ・事業運営費用：650,000 円	950,000	950,000	0
	効果検証にかかる経費 ・アンケート実施費用：150,000 円 ・分析費用：150,000 円	300,000	300,000	0
令和 8 年度	維持管理費用 ・リニューアル費用：500,000 円 ・保守点検経費：500,000 円	1,000,000	0	<u>1,000,000</u>
	●●を活用した事業企画実施経費 ・企画、調整費用：400,000 円 ・事業運営費用：600,000 円	1,000,000	0	<u>1,000,000</u>
負担金対象年度（令和7年度） 計		2,000,000	2,000,000	0
負担金対象外年度（令和8年度） 計		2,000,000	0	<u>2,000,000</u>
合計（令和7～8年度）		4,000,000	2,000,000	<u>2,000,000</u>

(※) 必ずしも負担割合が 1:1 になる必要はありません。

4. 選定について

1. 事前相談と申請について

本事業は、民間事業者からの提案と対話に基づき、テーマ（行政課題）の解決に向けた実証事業を共創するものです。そのため、まずは令和7年7月7日（月）までに事前相談書をご提出いただき、本市との対話を通じてブラッシュアップして作成した応募申請書類を令和7年7月23日（水）までにご提出いただいたうえで、選定します。

2. 選定のフロー

P9 6. 応募以降のフロー を参照してください。

3. 選定及び審査方法について

「公民連携実証プロジェクト推進事業選定庁内委員会（以下、「庁内委員会」という。）」において応募申請書類及びプレゼンテーションの内容を審査し、予算の範囲内で、選定の可否や予算配分、実証事業数等を決定します。

プレゼンテーションは、対面またはオンラインとします。出席できない場合は審査対象から除外されますので、あらかじめご了承ください。

実施予定日：令和7年8月1日（金）【予定】

実施方法：対面又はオンライン（ご意向を伺い調整します。）

※時間や場所、実施方法等の詳細は、応募申請書類締め切り後にお伝えします。

4. 選定結果

選定結果は、令和7年8月上旬を目処にすべての提案事業者に通知する予定です。なお、通知の時期は変更となる場合がありますので、ご了承ください。

5. 選定基準など

以下の評価項目により評価し、優先的に本市と協議をする民間事業者等を選定します。

取組番号	評価項目	評価の視点	評価点
1	行政課題や施策の理解度	<ul style="list-style-type: none">背景や事業目的などを十分に理解した提案内容か。対話により、事業所管部局と課題認識や事業の方向性を調整した提案内容であるか。	20
2	課題解決への効果性	<ul style="list-style-type: none">ターゲット設定が適切か。課題解決への効果が見込まれる内容か。	40
3	先進性・独自性	<ul style="list-style-type: none">新規性、独自性のある提案内容か。事業展開のモデルケースとなりうる内容か。	30
4	本市施策・取組との連続性・重層性	<ul style="list-style-type: none">本市が実施している取組や施策と連携して実施することができるか。既存の取組等が更に効果的な事業として発展することができるか。	40
5	継続性・発展性・展開性	<ul style="list-style-type: none">行政施策あるいは民間サービスとして実装することができるビジョンがあるか。複数の部局や、他の民間事業者との連携により事業展開をすることができる可能性があるか。テーマの解決に向けた連携が継続していけるか。	30
6	実現性	<ul style="list-style-type: none">事業実施体制が整っているか。スケジュール設定が実現可能なものであるか。安定した経営状況を有しているか。	20
7	事業費の適正性	<ul style="list-style-type: none">実証事業に要する経費の金額が適正か。費用の負担割合が適正か。	20
合計			200

※ 評価点合計が同じ提案事業者が複数ある場合は、「4 本市の施策・取組との連続性・重層性」の項目において高得点の提案事業者から順から選定します

6. 選定事業等

全テーマに対する全ての提案を、本市予算 800 万円の範囲内で評価点合計の上位から選定します。本市の負担金額の上限を 1 事業あたり 200 万円とし、1 つのテーマにつき 1 事業の選定を上限とします。

なお、選定した各提案事業者における実証事業の本市負担金額の合計が 800 万円（本市予算）を下回った場合、次点となる提案事業者から順に残りの予算の範囲内での事業実施について協議し、整った場合は選定するものとします。

ただし、全委員の得点の平均が120点未満である場合は失格とします。

【例】テーマが計5テーマ、9社より提案があった場合。

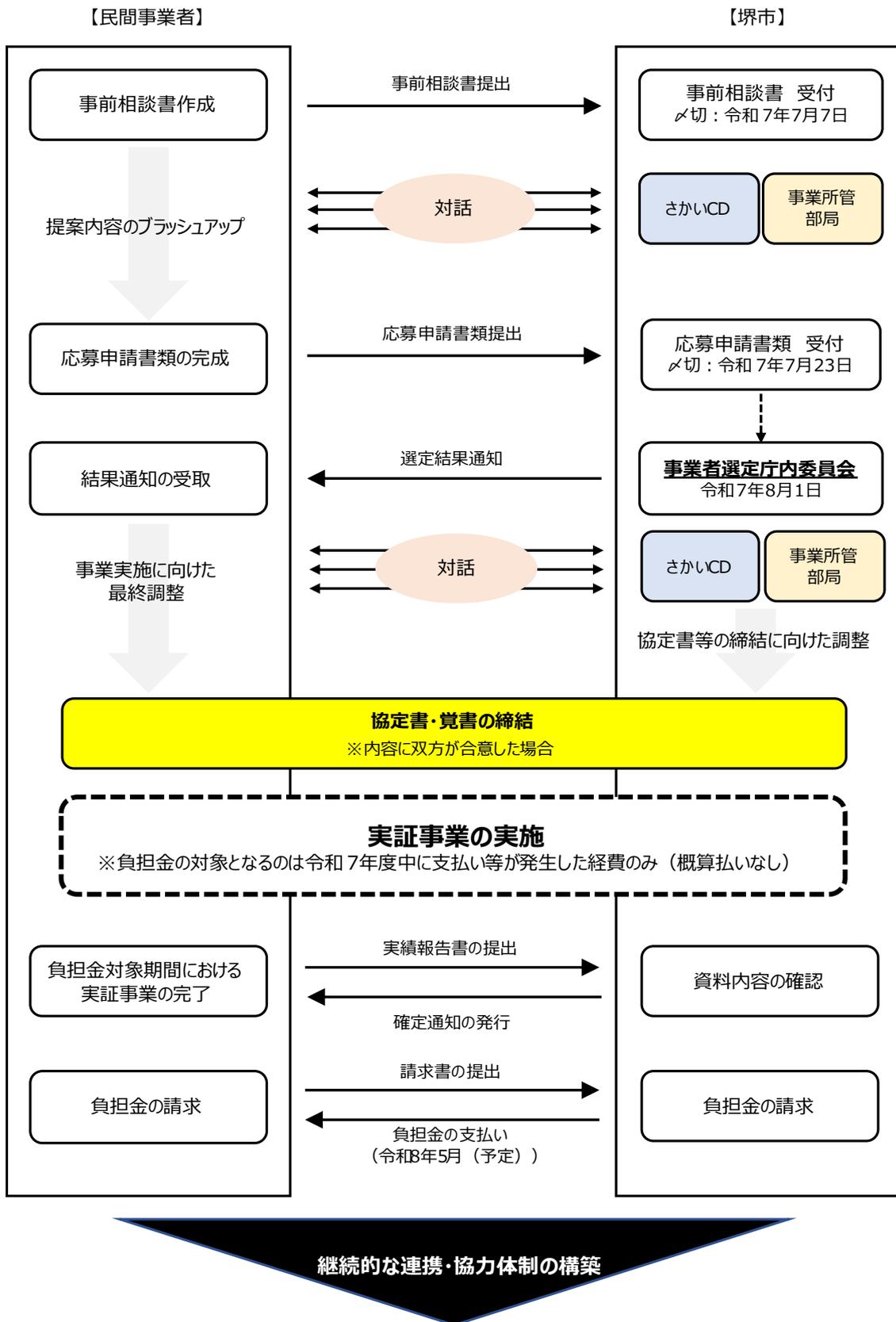
委員平均点が上位の提案事業者より順に、テーマの重複を除き、かつ、各提案における本市負担金額の合計が予算800万円以内となるよう選定します。以下のパターンの場合、テーマの重複を除くと、A社、C社、D社、F社、G社の提案が選定候補となります。しかし、選定候補各社（A社、C社、D社、F社、G社）の本市負担金額合計が820万円となり、本市予算額800万円を超過するため、G社が希望する場合、G社の本市負担金額を本市予算額800万円が超過しない範囲で本市と協議し、選定します。

順位	委員平均点	企業	テーマ	堺市負担金	結果
1位	190点	(株)A社	テーマ1	200万	選定
2位	180点	(株)B社	テーマ1	200万	落選（テーマ1はB社が選定されたため）
3位	170点	(株)C社	テーマ2	200万	選定
4位	160点	(株)D社	テーマ3	180万	選定
5位	150点	(株)E社	テーマ3	200万	落選（テーマ3はD社が選定されたため）
6位	140点	(株)F社	テーマ4	120万	選定
8位	120点	(株)G社	テーマ5	120万	（100万円の負担金でご了承いただいた場合）選定
9位	110点	(株)H社	テーマ5	200万	評価点不足につき失格

5. 選定後の流れ

- (1) 提案内容に基づき実施スケジュール、役割分担や負担金の対象となる経費など、実証事業実施にあたっての詳細を本市と協議します。
- (2) (1) の結果、合意した場合、本市との間で協定書及び覚書を締結します。締結後、速やかに実証事業に着手してください。
- (3) 実証事業実施後、公民連携実証プロジェクト推進事業実績報告書（12 ページ参照。以下、「実績報告書」という。）の必要書類を、令和 8 年 3 月 31 日（火）までに提出してください。
- (4) 本市において提出書類を確認後、確定通知書を発行しますので、受領した確定通知書に基づき請求書を提出してください。請求書を確認し、本市より口座振込で負担金の支払いを行います。

6. 応募以降のフロー



7. その他

1. 支払の確認

実績報告書の提出にあたっては、発注書、納品書、請求書、領収証等の支払いが確認できる書類等の提出が必要となります。書類の整備や保管方法にご留意ください。

2. 負担金の確定

- (1) 負担金対象期間における実証事業の完了を確認し、実績報告書を基に負担金の支払額を確定します。
- (2) 負担金の支払額は、協定書及び覚書に記載された対象経費のうち、選定事業者が実際に支払った金額をもとに本市が確定通知書により通知した額となります。

3. 負担金協定の取消・負担金の返還

次のいずれかに該当する場合は、負担金の額の確定後も、確定した負担金の全部または一部を取り消すことがあります。負担金の額の全部または一部が取り消された場合で市が負担金を既に支払っているときは、取り消された額を返還していただきます。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により負担金の支払いを受けたとき。
- (2) 負担金を定められた目的以外に使用したとき。
- (3) 協定書等で定める条件に違反したとき。
- (4) 法令又はこれに基づく処分に違反したとき。

4. 実証事業実施経過の報告

- (1) 実証事業実施期間中は年度末に本事業に係る事業報告書を提出してください。実証期間が複数年度にまたがる場合は、毎年度、提出が必要です。
- (2) 本市は、(1) で提出された報告書に基づき実証事業の実施状況の確認や必要に応じて選定事業者等（実証事業実施に対する関係者を含む）に対し、現地調査及び実施経過の聞き取りを行う場合があります。
- (3) 選定事業者等には、(2) の調査及び聞き取りにご協力いただきます。
- (4) 選定事業者等は、実証事業の成果について、本市が報道機関又は各種媒体等を通じ公表するなど広く周知する場合は、ご協力いただきます。

IV 全体のスケジュール

令和7年5月23日（金）	事前相談書の受付開始
令和7年7月7日（月）	事前相談書の締切
（随時）	提案内容のブラッシュアップ
令和7年7月9日（水）	応募申請書類の受付開始
令和7年7月23日（水）	応募申請書類の締切
令和7年8月1日（金） 【予定】	庁内委員会の開催 ※民間事業者はプレゼンテーション審査への出席が必要です。（P7「3. 選定及び審査方法について」の記載を参照）

令和7年8月上旬	選定結果通知
令和7年9月上旬	協定書及び覚書の締結
令和7年10月上旬	実証事業開始
令和8年3月中旬	負担金対象期間における実証事業の完了
令和8年5月	負担金の支払い

V 提出物

1. 対話に向けた提案資料

提出書類	提出期限
事前相談書 (様式第1号)	令和7年7月7日(月) ※事前相談書の提出後、対話を開始し、提案内容のブラッシュアップをお願いします。申請にあたっては、令和7年7月23日(水)までに応募申請書類の提出が必要となりますので、お早めの提出をお願いします。
提案概要がわかる資料	※提案概要がわかる資料は簡易な資料で構いません。

2. 応募申請書類

書類順	提出書類	提出期限
1	応募申請書(様式第2号)	令和7年 7月23日(水)
2	企画書(様式自由) ※下記の注意点を参照し、記載が必要な項目の漏れがないよう注意すること。	
3	予算書(様式第3号-1)(※3号-2は任意)	
4	役員情報届出書(規則様式第1号の2)	
5	提案事業者の登記事項証明書(3か月以内のもの)	
6	提案事業者の過去3年間の決算書の写し *設立後3年を経過していない場合は、該当年度のみで可	
7	提案事業者の会社案内又はそれに類するもの	
8	提案事業者の納付期限が到来している直近の事業年度に係る納税証明書 *国税の納税証明書(その3の3) *写し可	
9	(複数の提案事業者で応募する場合のみ、①のほか②から④を構成員ごとに並べてご提出ください) ①グループ構成員表(様式第4号) ②構成員の役員情報届出書(規則様式第1号の2) ③構成員の会社案内又はそれに類するもの ④構成員の登記事項証明書(3か月以内のもの) ⑤構成員の経過年数に応じた過去3年間の決算書の写し	

以下の注意点を確認のうえ、応募申請書類をご提出ください。

○企画書

ア 企画書の様式は自由です。

イ 企画書には必ず以下の内容を含むものとしてください。

- ・ 提案内容の概要及び具体的内容（提案内容の特徴も含む）
- ・ 実証事業の実施スケジュール
- ・ 実証事業実施後における課題改善効果
- ・ 事業費の詳細内訳
- ・ 提案事業者等及び堺市の役割の分担
- ・ 提案事業者等（事業実施に対する関係者を含む）の実施体制
- ・ 選定基準の各評価項目（P7 参照）についての対応や考え方
- ・ 負担金対象期間終了後（令和 8 年度以降）も本市と継続的な連携ができるよう、本市の費用負担を前提とすることなく、実証事業を踏まえた行政課題の解決に向けて継続して実施する取組（別紙 P17 参照）

○予算書（様式第 3 号-1）（※3 号-2 は任意）

- ・ 市指定の様式を使用してください。
- ・ 事業費の内訳や提案事業者と本市の負担区分等を記載してください。

○提案事業者の登記事項証明書

- ・ 3 か月以内のものを提出してください。

○提案事業者の会社案内又はそれに類するもの

- ・ 様式等は自由

○提案事業者の過去 3 年間の決算書の写し

- ・ 設立後 3 年を経過していない場合は、該当年度のみで可

○提案事業者の納付期限が到来している直近の事業年度に係る納税証明書

- ・ 国税の納税証明書（その 3 の 3）
- ・ 写し可

○【複数の提案事業者で応募する場合のみ】構成員ごとに以下の資料を提出してください。

- ・ グループ構成員表（様式第 2 号）
- ・ 構成員の役員情報届出書（規則様式第 1 号の 2）
- ・ 構成員の会社案内又はそれに類するもの
- ・ 構成員の登記事項証明書（3 か月以内のもの）
- ・ 構成員の経過年数に応じた過去 3 年間の決算書の写し

3. 負担金対象期間の実証事業実施後に提出する書類（令和 7 年度末）

実績報告書に

次の書類を添付し、令和 8 年 3 月 31 日（火）までに提出してください。

添 付 書 類	① 実績報告書（様式第 5 号）
	② 事業実施概要報告書（様式第 6 号）
	③ 収支決算書（様式第 7 号）
	④ 公民連携実証プロジェクト推進事業に係わる経費の科目別内訳書（様式 8 号）
	⑤ 公民連携実証プロジェクト推進事業を実施したことを証明する書類

⑥	その他市長が必要と認める書類
⑦	実証事業実施に要した経費に係る支出の証明書類の写し

3. 提出書類の入手方法

様式類は、下記の本市ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/scd/kouminproject2025.html>

VI 応募方法等

1. 提出期限

「[IV 全体のスケジュール](#) (P10)」を確認してください。なお、期限は全て**必着**となります。

2. 提出方法

書類の提出はメールでの受付のみとします。なお、受信確認のためメール送付後は必ず受信確認のお電話をしていただくようお願いいたします。

提出先メールアドレス	koumin@city.sakai.lg.jp
受信確認用電話番号	電話：072-228-0289 堺市 政策企画部 公民連携課 担当：阪上（さかうえ）岡本（おかもと） ※営業時間：9時～17時30分（12時～12時45分を除く。）土、日曜日及び祝日を除く。

3. 質問の受付

質問は電子メールにより、[質問票 \(P15\)](#) をご送付ください。なお、本事業についての**所定の質問票以外での質問はお受けできませんのでご注意ください。**質問に対しては、後日電子メール等により回答する予定です。

4. 対話の機会の設定

(1) 調整方法

事前相談書の提出後、堺市 政策企画部 公民連携課から電話もしくはメールにてご連絡をさせていただきます。個別に日程調整等をさせていただきます。対話の機会を設定します。なお、事前相談書の提出順ではなく、日程調整の状況次第で順番が前後する可能性がありますのでご了承ください。

(2) 対話の回数

日程調整の状況や提案内容など、案件に応じて対話の回数は一律にはなりませんのでご了承ください。なお、対話は提案内容のブラッシュアップを目的としているため、主として事業所管課とのディスカッションの場とします。応募申請書類の確認等、簡易なご質問は質問表又はメール、電話で対応させていただきます。ご了承ください。

(3) 実施期間及び実施時間

実施期間：令和7年5月23日(金)～令和7年7月7日(月)

9時～17時30分（12時～12時45分を除く。）土、日曜日及び祝日を除く。

5. その他

- (1) 提案事業者（複数の提案事業者で応募する場合、その構成員を含む）は、応募申請書類の提出をもって本募集要領の記載内容等を承諾し、応募する意思を示したものとみなします。
- (2) 応募申請書類等に虚偽の記載があれば、応募資格を満たさないものとします。
- (3) 応募のために要した経費は、提案事業者の負担となります。
- (4) 応募申請書類は堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）の規定に基づき、公開の対象になります。
- (5) 応募申請書類の著作権は、提案事業者の構成員に帰属します。ただし、本市は提案事業者と協議のうえ、結果の公表など必要な範囲で応募申請書類等を使用することがあります。事業の実施により、生じた成果物の帰属は、必要に応じて協議して定めます。
- (6) 提出された応募申請書類の内容の変更や添付書類の差し替えは認められません。ただし、書類に不足などがあった場合には、市から補正を求めることがあります。また、追加資料の提出を求める場合があります。
- (7) 応募後に辞退される場合は、「辞退届」（様式は任意）を提出してください。

質 問 票

年 月 日

堺 市 長 殿

担当者	氏名	
	所属・職名	
	所在地	
	電話番号	
	メール	

公民連携実証プロジェクト推進事業の募集に関し、次の事項について質問します。

質問事項	
質問内容	

別紙

これまで実施した公民連携実証プロジェクト推進事業

実施年度	事業名	連携相手	取組概要	参考 (URL)
R6	堺市の観光資源を活かした体験型コンテンツの造成及び新たな誘客ルート確立	WILLER ACROSS 株式会社	堺ならではの観光資源や立地特性を活かし、隙間時間を活用したインバウンドに向け体験型ツアーを造成。 また今後のインバウンド向け観光施策の更なる推進をめざし、実際に堺に訪れたインバウンドのアンケートによる生の声、ツアー参加者の消費額といった情報を収集。	https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/koho/hodo/hodoteikyo/shiryo/kakohodo/teikyoshiryo_r6/r612/061227_01.files/1227_01.pdf
R5	ICT を活用した「さかい SDGs 推進プラットフォーム会員」同士のマッチング強化	株式会社 muuv links	さかい SDGs 推進プラットフォームの会員が相互に交流し、事業組成の促進や会員間の連携創出に向けて、オンライン上の交流空間「さかい SDGs オンラインサロン」を構築。	https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/sdgs/sakaiSDGsplatform/SDGspatform-member/SDGs_online_salon_open.html
R3	公園を活用した SENBOKU スマートシティ構想の実現	南海不動産 株式会社	大蓮公園の魅力や利用者の満足度の向上をめざし、大蓮公園 芝生広場に太陽光パネルを電源とするソーラーWi-Fiステーションを整備。インターネットへの接続時に、スマートフォンやタブレット端末から接続し、認証時のアンケートを実施。	https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/scd/kigyoutorikumi/torikumunankai-fudosan.html
R3	ICT を活用した観光魅力の発信	株式会社 Stroly	堺の歴史や文化を魅力的、視覚的に伝えることで、エリア内の観光周遊を促進することをめざし、様々な歴史文化資源の残る都市・堺の魅力を感じながら、マップを使った散策を楽しめるデジタルイラストマップ「古墳ぶらり」「レトロ和菓子めぐり」「SAKAI CITYMAP (堺市全域マップ)」を公開。	https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/scd/kigyoutorikumi/torikumistroly.html

※令和5年度以前は公民共創イニシアチブ推進事業として実施

これまでの公民連携の事例
※堺市が費用負担をせずに実施した取組

実施年度	事業名	連携相手	取組概要	参考 (URL)
R3～	さかい SDGs 川柳	第一生命保険株式会社 堺支社	地域の PR と活性化をめざして、令和 3 年度から、SDGs の普及啓発を目的に「堺 SDGs 川柳」を本市と共催で実施している。なお、入賞者には堺市の特産品をプレゼントすることで、堺市の PR も併せて実施。	https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/sdgs/sakaiSDGsplatform/daiichiR6senryu.html
R3～	pepper による SDGs 講座	ソフトバンク株式会社	令和 3 年に本市の子どもたちに SDGs を身近に感じてもらうと、市内の認定こども園等を対象に pepper を使用した SDGs 講座を実施。	https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/sdgs/sakaiSDGsplatform/76035720230110160933725.html
R4～	熱中症予防の普及啓発	大塚製薬株式会社	熱中症予防の普及啓発を目的として、ポスター・チラシを制作するほか、本市の応急手当定期講習会に対して、熱中症対策飲料を提供。	https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/scd/kiyou_torikumi/otsuka_torikumi/40012720240613120358604.html
R4～5	やっばええやん！ 堺旅デジタルスタンプラリー	西日本旅客鉄道株式会社	「観光・文化の振興」、「地域と鉄道の持続的発展」を目的に、アプリ「WESTER」を活用したデジタルスタンプラリーを実施。	https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/koho/hodo/hodoteikyoshiryo/kakohodo/teikyoshiryo_r6/r609/060919_01.files/0919_01.pdf
R5	伝統産業の PR(浪花本染(注染)手ぬぐいのノベルティ配布)	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	堺市の伝統産業を PR するため、注染手ぬぐいをノベルティとして配布。	https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/scd/kiyou_torikumi/aioi_torikumi/R5_01.html
R5～	花の種・苗の寄贈と絵画コンクール	アマゾン堺フルフィルメントセンター	アースデイにちなみ、市内の認定こども園等へ花の種を寄贈し、4～5 歳児向けの咲いた花の絵を書いていただく絵画コンクールを開催。全作品を当社倉庫に展示し、優秀作品賞の子どもたちを倉庫に招待し、表彰式と倉庫見学ツアーを開催。	https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/sdgs/sakaiSDGsplatform/amazon2024.html

R6	健康チェックイベント	株式会社ラウンドワンジャパン	健康増進・交流機会の増加、特定健診・がん検診受診率の向上による健康的な生活の実現をめざして、ラウンドワンにて、健康チェックとスポッチャを無料で体験できる「健康チェック会」を実施。	https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/koho/hodo/shichokishakaiken/kaiken_r6/index.files/060507_monitor.pdf
—	イベント協力	業種問わず	本市が主催するSDGsに関連したイベント等におけるブース出展やスペース貸出などによる協力。	https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/sdgs/sakaiSDGsplatform/sakai_SDGs_fest.html